

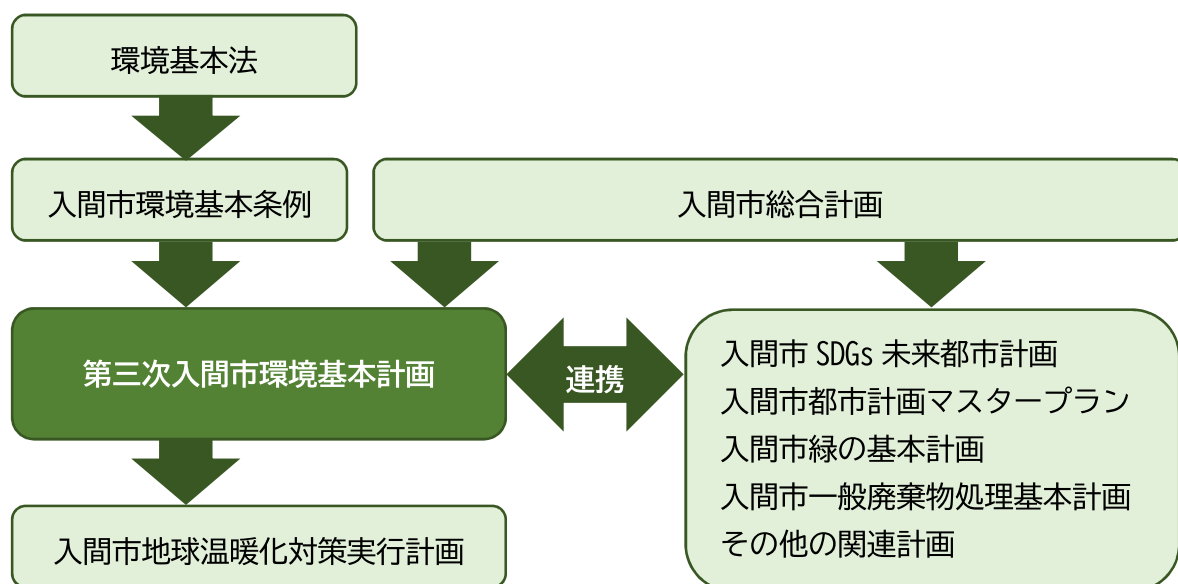
第1章 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

第三次入間市環境基本計画（以下「本計画」とします。）は、「入間市環境基本条例」第8条に基づき、市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として策定するものです。

また、「第6次入間市総合計画」のまちづくりの目標である「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を環境面から実現していく計画として位置づけます。

本計画は、市の環境施策の基本的な方向性を示すものであり、市における温室効果ガス排出抑制などの施策に関する事項を定めた「入間市地球温暖化対策実行計画」のほか、「入間市SDGs 未来都市計画」や「入間市都市計画マスタープラン」、「入間市緑の基本計画」、「入間市一般廃棄物処理基本計画」といった関連計画と連携して取り組みを推進します。



計画の位置づけ

2. 計画改定の背景

入間市では、令和2年3月に、市の環境に関する基本的な方向性を示す本計画を策定し、様々な取り組みを進めてきました。

本計画の策定から5年が経過し、社会動向や入間市を取り巻く環境が大きく変化していることから、現在の社会動向を踏まえつつ、市の課題解決に向けた取り組みを促進するため、計画の見直しを行うこととしました。

3. 計画の対象範囲

本計画では、環境施策を次の6つの分野で捉え、施策を講じていきます。

地球環境	気候変動の緩和、気候変動への適応策 など
循環型社会	循環経済への移行、ごみの適正処理 など
自然環境	生物多様性、外来種対策、里地・里山 など
都市環境	地域の緑の充実、景観の保全 など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭 など
環境教育	環境情報の発信、環境活動の実践 など

4. 計画の期間

本計画は、SDGs の目標年度である令和 12（2030）年度を目標年度とするとともに、入間市地球温暖化対策実行計画の計画期間と整合を図るため、当初の計画から1年延長し、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの6年間とします。

